530
や143

（その１）

# 収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　やまもとたいちこうえんかい

1 政治団体の名称　山本太一後援会

2 主たる事務所の所在地　愛媛県宇和島市広小路２番６号

3 代表者の氏名　（姓）山本　（名）太一

4 会計責任者の氏名　（姓）山本　（名）太一

事務担当者の氏名
（姓）和氣坂　（名）弘子
（電話）0895-65-9470
（電話）
（電話）

| 政治団体の区分 | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体 |
| ☐ 政党の支部 | ☑ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

| 活動区域の区分 | |
|---|---|
| ☐ ２以上の都道府県の区域等 | ☑ 同一の都道府県の区域内 |

| 資金管理団体の指定の有無 |
|---|
| ☐ 有 |
| ☑ 無 |
| 公職の種類（現職・候補者の別） |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名　（姓）　（名） |

| 国会議員関係政治団体の区分 |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名　（姓）　（名） |
| 公職の種類（現職・候補者の別） |
| 公職の候補者の氏名（２人目）　（姓）　（名） |
| 公職の種類（現職・候補者の別） |
| 公職の候補者の氏名（３人目）　（姓）　（名） |
| 公職の種類（現職・候補者の別） |

愛媛県選挙管理委員会
-8.2.-6
第　号

| 資金管理団体の指定の期間 |
|---|
| から |
| まで |
| （※複数の期間がある場合２つめ以降の期間） |

| 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 |
|---|
| から |
| まで |
| （※複数の期間がある場合２つめ以降の期間） |

（その２）

# 収　支　の　状　況

１　収支の総括表

| | |
|---|---|
| 収　入　総　額 | 82,566 |
| （前年からの繰越額） | 82,566 |
| （本年の収入額） | 0 |
| 支　出　総　額 | 0 |
| 翌年への繰越額 | 82,566 |

２　収入項目別金額の内訳

| (1) 個人の負担する党費又は会費 | |
|---|---|
| 金　額 | 0 |
| 員　数（党費又は会費を納入した人の数） | 0 |

| (2) 寄　附 | | |
|---|---|---|
| ア　寄附(イを除く。)の区分 | 金　額 | 備　考 |
| (ｱ) 個人からの寄附 | 0 | |
| （うち特定寄附） | 0 | |
| (ｲ) 法人その他の団体からの寄附 | 0 | |
| (ｳ) 政治団体からの寄附 | 0 | |
| 小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ) | 0 | |
| (寄附のうち寄附のあっせんによるもの) | 0 | |
| イ　政党匿名寄附 | 0 | |
| 合　計　（ア ＋ イ） | 0 | |

(その17)

# 資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア　土地 | □ | ☑ | |
| イ　建物 | □ | ☑ | |
| ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | □ | ☑ | |
| エ　取得の価額が100万円を超える動産 | □ | ☑ | |
| オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | □ | ☑ | |
| カ　金銭信託 | □ | ☑ | |
| キ　有価証券 | □ | ☑ | |
| ク　出資による権利 | □ | ☑ | |
| ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | |
| コ　支払われた金額が100万円を超える敷金 | □ | ☑ | |
| サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | |
| シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | |

（その20）

# 宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　1月　10日

政治団体の名称　山本太一後援会

会計責任者の氏名　山本　　太一

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）